

「被災者生活再建支援金（居住安定支援制度）」

「災害援護資金」の準備申請等を希望される皆様へ

「被災者生活再建支援金（居住安定支援制度）」、「災害援護資金」の準備申請等を希望される方は、対象となる住家の被害認定が必要となります。

つきましては、別紙「三宅島火山活動災害に伴う住家の被害認定申請書」に必要な事項をご記入のうえ、下記のとおり申請してください。

記

1 申請の対象

今回の認定申請につきましては、下記に該当する方が対象となります。

- (1) 「被災者生活再建支援金（居住安定支援制度）」の申請を行う方
- (2) 災害援護資金の貸付を希望される方

上記以外の方々につきましては、今後の認定申請となりますのでご了承ください。

2 申請方法

「被災者生活再建支援金（居住安定支援制度）」の準備申請時及び「災害援護資金」の事前相談時に窓口へ提出して下さい。

家屋の状況等について、お話を伺うことがある場合もありますので、郵送による受付は行いません。

3 申請受付日

(1) 平成 16 年 12 月 1 日 (水) から 3 日 (金)

三宅村立川事務所 午前 9 時 30 分～午後 5 時まで

(2) 平成 16 年 12 月 4 日 (土) から 7 日 (火)

都庁第二庁舎 1 階臨時窓口 午前 9 時 30 分～午後 5 時まで

(3) 平成 16 年 12 月 8 日 (水) から 9 日 (木)

三宅村東京事務所 (東京都公文書館内) 午前 9 時 30 分～午後 5 時

(4) 上記期間以降は三宅村新宿総合事務所で随時受け付けます。

午前 9 時から午後 5 時まで

4 その他

(1) 被害認定結果につきましては、郵送により罹災証明書を交付します。

(2) 被害認定の結果によっては、制度の対象とならない場合がありますので、
ご了承下さい。

お問い合わせ先

「被災者生活再建支援金 (居住安定支援制度)」

三宅村新宿総合事務所 村民課 山上

都庁直通 03-5321-1111 内線 45-664 村民課直通 03-5320-7829

「災害援護資金」

三宅村新宿総合事務所 保健福祉課 曾我部

都庁直通 03-5321-1111 内線 45-630 保健福祉課直通 03-5320-7827

平成 年 月 日

東京都三宅島三宅村長

平野 祐 康 殿

住 所

申請者 電話番号

(世帯主) 氏 名

三宅島火山活動災害に係る住家の被害認定申請書

下記の住家について、被害認定をお願いいたします。

被災住家の所在地	〒100- 東京都三宅島三宅村
申請者と罹災対象物との関係	所有者 管理者 借用者 その他
被災の要因	地震 泥流 火山ガス 白蟻 その他

被害状況（被害箇所の写真を添付して下さい。）

（応急修繕を実施した場合は、**施工前の写真**を添付してください。）

受付者氏名

【申請書の記入にあたっての留意事項】

(1) この申請用紙は、**1住家ごとに1枚必要**となりますのでご注意ください。

- 2件の住家を所有している方については、2枚の申請が必要となります。

(2) 「住家」とは、現実に島外避難以前に**居住していた建物**のことを指します。

- 居住していた建物とは別棟の**倉庫、車庫等は、住家ではありません**のでご注意ください。

(3) 「罹災対象物」とは(2)の住家のことを指します。

(4) 「申請者と罹災対象物との関係」については、下記の区分を参考にしてください。

- 所有者・・・住家の所有者である方
- 管理者・・・住家の所有者ではないが、管理を行っていた方
- 借用者・・・所有者でも管理者でもなく、住家を借用していた方
- その他・・・いずれの項目にもあてはまらない方

(5) 「被害状況」については、被害箇所の写真、応急修繕を実施した場合は、施工前の写真を添付してください。

写真がない場合等については、個別にご相談下さい。

平成 16 年 11 月 20 日

「被災者生活再建支援金」の準備申請受付について

被災者生活再建支援金の支給については、既に本年 9 月 18・19 日に開催した「帰島に係る住民説明会」でお知らせしたところです。帰島後できるだけ早期にこの支援金を支給できるようにするため、下記のとおり準備申請受付を行いますのでよろしくお願いいたします。

1. 申込受付

申込み受付は、下記の日程・場所で行います。

- (1)平成 16 年 12 月 1 日(水)～3 日(金)
三宅村立川事務所 042 (529) 1051
立川市緑町 3233-2 立川地域防災センター 2F 体育館
午前 9 時 30 分～午後 5 時まで
- (2)平成 16 年 12 月 4 日(土)～7 日(火)
都庁第二庁舎 1 F 臨時窓口 03 (5320) 7824
新宿区西新宿 2-8-1
午前 9 時 30 分～午後 5 時まで
- (3)平成 16 年 12 月 8 日(水)～9 日(木)
三宅村東京事務所 4 F 408 号室 03 (3435) 7141
港区海岸 1-13-17 東京都公文書館内
午前 9 時 30 分～午後 5 時まで
- (4)上記期間以降は三宅村新宿総合事務所で随時受け付けます。

2. 申請に必要な書類

被災者生活再建支援金には、「居住安定支援制度」により住宅の解体・撤去、整地費等に対し支給されるものと、「長期避難解除世帯特例」により島への引越し経費等に対し支給されるものとの二つがあります。

申請はそれぞれ行う必要があります。

また、その際必要な書類は以下(1)、(2)のとおりとなっています。

※申請の際は、印鑑を必ずお持ちください。

(1) 「居住安定支援制度」により支給される支援金

別紙の支給要件に該当し、帰島して住宅の再建を行う世帯に対し、住宅の解体・撤去、整地費等に対し支給されます。支給額の上限は別紙記載のとおり、全壊は200万円、大規模半壊は100万円となっています。

ただし、全壊の場合、(2)の「長期避難解除世帯特例」で70万円が支給されると、全体の上限額を超えることとなるため、130万円が実際の支給限度額となります。

- 今回の「準備申請」で受け付けることができるのは、「概算申請」のみとなります。申請には以下の書類を提出していただきます。

①被災者生活再建支援金支給申請書

※希望する経費の支出予定額の1/2の申請が可能

②住宅の罹災証明書

※村が住宅を調査し認定します。

③住民票又は外国人登録済証明書

※準備申請時から避難指示解除日までの間に、世帯構成員に変更があった場合は、本申請時に再度提出が必要となります。

④所得証明書等

※世帯全員について、市町村が発行する前年（平成15年）の総所得金額を確認できる書類

⑤預金通帳の写し

※銀行・支店名・預金種目・口座番号・世帯主本人名義の記載のあるもの

- なお「概算申請」を行った方については、精算が必要となります。「精算申請時」には、以下の書類が必要となりますので、準備をしておいてください。

①被災者生活再建支援金支給申請書

②解体(除去)・撤去・整地費、家賃等に係る契約書(写し)

※「避難指示解除日以降の日付のもの」

③住宅の建設(補修)に係る借入金ローン利子

※住宅金融公庫等金融機関の受領証明書(支援対象部分(年2.5%)の金額が証明できる同様の書類)、契約書(写し)

「避難指示解除日以降の日付のもの」

- 避難指示解除日以降は、「概算申請」の他に「精算申請」も可能となります。その際には、一括して以下の書類を提出していただきます。

- ①被災者生活再建支援金支給申請書
- ②住宅の罹災証明書
- ③住民票又は外国人登録済証明書
 - ※準備申請時から避難指示解除日までの間に、世帯構成員に変更があった場合は、本申請時に再度提出が必要となります。
- ④所得証明書等
 - ※世帯全員について、市町村が発行する前年（平成 15 年）の総所得金額を確認できる書類
- ⑤預金通帳の写し
 - ※銀行・支店名・預金種目・口座番号・世帯主本人名義の記載のあるもの
- ⑥解体(除去)・撤去・整地費、家賃等に係る契約書（写し）
 - ※「避難指示解除日以降の日付のもの」
- ⑦住宅の建設（補修）に係る借入金ローン利子
 - ※住宅金融公庫等金融機関の受領証明書（支援対象部分(年 2.5%)の金額が証明できる同様の書類）、契約書（写し）
 - ※「避難指示解除日以降の日付のもの」

(2) 「長期避難解除世帯特例」により支給される支援金

別紙の支給要件に該当し、避難指示解除後2年以内に帰島し、自立した生活を再建する世帯に対し、引越し経費・物品購入費（既に支給された被災者生活再建支援金で購入した物品は除く。ただし、修理に必要な経費は申請可能。）が支給されます。申請に必要な書類は以下のとおりです。

○ 今回の「準備申請」には以下の書類を提出していただきます。

①被災者生活再建支援金支給申請書

②住民票又は外国人登録済証明書

※準備申請時から避難指示解除日までの間に、世帯構成員に変更があった場合は、再度提出が必要となります。

③所得証明書等

※世帯全員について、市町村が発行する前年（平成15年）の総所得金額を確認できる書類

④預金通帳の写し

※銀行・支店名・預金種目・口座番号・世帯主本人名義の記載のあるもの

3. 支給の対象

別紙のとおり

4. 支援金の支給

避難指示解除日以降手続きが整い次第支給します。

5. その他

今回の準備申請は、帰島後できるだけ早期に村民の皆様が、支援金の支給を受けられるようにするために行うものです。したがって、避難指示解除時の世帯構成等に変更がある場合等、再度申請手続きを行って頂く場合があります。

なお、変更申請を行わずに支給を受けた場合、支援金を返還して頂くこととなります。

問い合わせ先

三宅村新宿総合事務所村民課 芳賀

電話 03-5320-7829（直通）

45-664（都庁内線）

【別紙】 被災者生活再建支援金について

1. 居住安定支援制度

「被災者生活再建支援法」に定められている下表の年齢、収入等の支給条件に応じて、「全壊世帯」には200万円限度で、「大規模半壊世帯」には100万円限度で支援が受けられます。なお、「全壊世帯」、「大規模半壊世帯」の区分は住宅の被害調査を行った上で認定します。

対象世帯	対象経費
全壊世帯	家屋の解体・撤去、整地費、家屋建設借入金のローン利子、家賃等
大規模半壊世帯	家屋の一部除去、整地費、家屋補修借入金のローン利子、家賃等

(表1)

(単位：万円)

収入基準 支給限度額	年収500以下		世帯主45歳以上 又は要援護世帯で 500超700以下		世帯主60歳以上 又は要援護世帯で 700超800以下	
	複数	単数	複数	単数	複数	単数
全壊	200	150	100	75	100	75
大規模半壊	100	75	50	37.5	50	37.5

※「単数」とは世帯人数が1名、「複数」とは世帯人数が2名以上のもの

※「要援護世帯」とは、重度の身体障害者世帯、母子世帯、生活保護世帯等

2. 長期避難解除世帯特例

被災者生活再建支援法に定められている下表の年齢、収入等の支給条件に応じて、避難指示解除後2年以内に帰島して、自立した生活を開始する世帯に対し、移転費（引越）、物品購入費の支援が70万円限度で受けられます

(表2)

(単位：万円)

収入基準 支給限度額	年収500以下		世帯主45歳以上 又は要援護世帯で 500超700以下		世帯主60歳以上 又は要援護世帯で 700超800以下	
	複数	単数	複数	単数	複数	単数
	70	52.5	35	26.25	35	26.25

3. 留意事項

- (1) 世帯主の年齢、収入等の対象世帯の要件の判断、申請の起算については、避難指示解除の公示の日（平成 17 年 2 月）が基準となります。
- (2) 支援金の額については、既に支給済みの生活再建支援金（100 万円限度）と上記の支援金と併せて一定の限度額（最大 300 万円）があります。
- (3) 災害が発生した日（平成 12 年 6 月 26 日）に三宅村に居住していた世帯が対象となります。

各制度の詳細・支給時期などにつきましては、次の連絡先にお問い合わせください。

[連絡先] 三宅村役場村民課 TEL 03-5320-7829

平成 16 年 11 月 20 日

「災害援護資金貸付」の事前相談について

災害援護資金の貸付については、既に本年 9 月 18・19 日に開催した「帰島に係る住民説明会」でお知らせしたところです。帰島後できるだけ早期に貸付できるようにするため、下記のとおり事前相談受付を行いますので、よろしくお願いいたします。

なお、相談受付は「被災者生活再建支援金」の準備受付と併せて行います。

○ 事前相談日程

事前相談は下記の日程・場所で行います。

(1)平成 16 年 12 月 1 日(水)～3 日(金)

三宅村立川事務所 042 (529) 1051

立川市緑町3233-2立川地域防災センター2F体育館

午前9時30分～午後5時まで

(2)平成 16 年 12 月 4 日(土)～7 日(火)

都庁第二庁舎1F臨時窓口 03 (5320) 7824

新宿区西新宿2-8-1

午前9時30分～午後5時まで

(3)平成 16 年 12 月 8 日(水)～9 日(木)

三宅村東京事務所4F408号室 03 (3435) 7141

港区海岸1-13-17東京都公文書館内

午前9時30分～午後5時まで

(4)上記期間以降は三宅村新宿総合事務所で随時受け付けます。

○ 「災害援護資金貸付」制度の概要は別紙のとおりです。

別紙

三宅村災害援護資金のご案内（概要版）

1 制度の目的

自然災害により、世帯主が負傷を負い、又は住居、家財等に相当程度の被害を受けた世帯主に対して、その生活の立て直しに資するための貸付制度です。

2 貸付対象者等

- (1) 申請者・・・災害により被害を受けた世帯の世帯主
- (2) 申請期間・・・避難指示解除日（平成17年2月）から3ヶ月間
- (3) 保証人・・・原則として借受人と同一区市町村に居住する者
- (4) 所得制限・・・所得に係る要件（平成15年の収入）

世帯人員	市町村民税における総所得
1人	220万円未満
2人	430万円未満
3人	620万円未満
4人	730万円未満
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額未満
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1, 270万円	

3 国及び都制度の概要

※1 住居、家財等の被害程度によって異なりますので被害認定調査を行います。

※2 被害認定調査は、「被災者生活再建支援金」と共通するものとして行います。

【国制度】

被害の程度	貸付限度額
家財の1/3以上の損害	150万円
住居の半壊	170万円
住居の全壊	250万円
住居の全体が滅失	350万円

【都制度】

被害の程度	貸付限度額
<ul style="list-style-type: none"> ・家財の1/3以上の損害 ・住居の半壊 ・住居の全壊 ・住居の全体が滅失又は流出 ・上記と同等と認められる程度の被害であって、村長が特別の理由があると認められたもの 	150万円

※ 年利率3%

※ 年利率1%

- ① いずれの制度も据置期間は無利子（償還開始後も都と村で利子分を全額利子補給します。）
- ② 据置期間は3年、償還期限は10年（据置期間を含む）
- ③ 償還方法は、年賦又は半年賦（元利均等償還）
- ④ 償還遅延の場合・・・遅延利息 年10.75%

4 相談・貸付から返済までの流れ

※ 世帯に対しての貸付制度のため、申請は世帯主（生計維持者）が行ってください。
日程は事前相談日程のとおり実施します。

**相談
説明**

申込書類作成

借入申込書や添付書類をご用意してください。

申し込み

保健福祉課 福祉係まで提出してください。
（避難指示解除日以降受付を開始します。）

審査

貸付について審査を行います。
（審査結果によっては貸付不可の場合もあります。）

貸付決定

ご本人宛てに決定通知書を通知します。

**借用書作成
及び提出**

借受人、連帯保証人の自筆の署名、
実印の押印と印鑑証明書の添付の上
保健福祉課 福祉係まで提出してください。

**返済
返済終了**

返済終了により、借用書を返却します。

※ 貸付金は税金を財源としています。期日を守り償還してください。

※ 審査や被害認定を行うため、申し込みから資金交付まで時間がかかる
ことがありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

三宅村新宿総合事務所 保健福祉課 福祉係

TEL 03-5320-7824

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一庁舎南41階